

働き方改革に関する主な助成制度（令和2年度）

岡山労働局
令和2年10月16日作成

働き方を変える

■ 働き方改革推進支援助成金（別添1）

概要：時間外労働等の改善を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労働能率増進に資する設備、労務管理用機器等の導入を実施した**中小企業事業主**に、その取組に要した費用の一部を助成します。

内容：①職場意識改善特例コース

（新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇制度の導入）

②団体推進コース

（事業主団体における、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組）（申請期限があります。詳しくはお問い合わせください。）

【担当：雇用環境・均等室 086-224-7639】

仕事と家庭の両立支援、女性活躍の推進に取り組む

■ 両立支援等助成金（別添2）

概要：仕事と育児・介護の両立支援や女性の活躍促進に取り組む事業主に対して助成します。

内容：①出生時両立支援コース

（男性の育児休業取得、育児目的休暇の導入・利用）

②介護離職防止支援コース

（介護休業取得・職場復帰、介護両立支援制度の導入・利用）

③育児休業等支援コース

（育休復帰支援プランに基づく育児休業取得・職場復帰、育児休業代替要員の確保、子の看護休暇制度等の導入・利用）

④再雇用者評価処遇コース

（再雇用制度導入による妊娠・出産・育児・介護、配偶者の転勤等による退職者の復職支援）

⑤女性活躍加速化コース（行動計画に基づく女性の活躍しやすい職場環境整備）

【担当：雇用環境・均等室 086-224-7639】

生産性を向上させた企業は助成金が割増されます。（働き方改革推進支援助成金を除く）

最低賃金を引き上げる

■ 業務改善助成金（別添3）

概要：事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を時間額で25円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う**中小企業事業主**に、その取組に要した費用の一部を助成します。また、賃金引上げを行う労働者数に応じ、助成上限額を上乗せします。

（申請期限があります。詳しくはお問い合わせください。）

【担当：雇用環境・均等室 086-224-7639】

非正規雇用者のキャリアアップに取り組む

■ キャリアアップ助成金（別添4）

概要：有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、キャリアアップ計画に基づき、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

内容：①正社員化コース、②賃金規定等改定コース、③健康診断制度コース、④賃金規定等共通化コース、⑤諸手当制度共通化コース、⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース、⑦短時間労働者労働時間延長コース

【担当：職業安定部職業対策課 086-801-5107】

*この他にも人材開発支援助成金など各種助成金制度があります。

助成金を申請する事業主が「**生産性要件**」を満たしている場合には、**助成の割増を行います。**

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

・その3年前に比べて**6%以上伸びていること**

・その3年前に比べて**1%以上（6%未満）伸びていること***

*この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること